

熊本県豊かな森林づくり人材育成事業実施要領

第1 趣旨

本県の森林は、木材等の生産のほか、水資源のかん養等公益的機能の発揮により、県民生活の向上に大きな役割を果たしている。

しかしながら、林業の停滞等から林業担い手の減少や高齢化が著しく、農山村地域の過疎化が一層進展し、このまま推移すれば林業生産活動はもとより森林の適正な管理が危ぶまれる状況にある。

このため、「熊本県林業担い手育成基金条例」（平成7年熊本県条例第47号）による林業担い手育成基金及びその運用益等を活用して、林業担い手の育成・確保のために必要な事業を実施し、もって林業生産活動の維持増進並びに森林管理の推進に資するものとする。

第2 事業区分及び実施主体

次の事業区分及び実施主体により実施するものとする。

事業区分		実施主体
大区分	小区分	
1 林業労働力確保支援センター事業	(1) 広報活動	公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（以下「(公財) 育成基金」という。） 〔補助〕
	(2) 改善計画作成指導	
	(3) 新規就業者支援	
2 林業労働力確保支援センター活動支援事業		(公財) 育成基金〔補助〕
3 林業担い手研鑽事業	(1) 林業技能競技会	(公財) 育成基金〔補助〕
	(2) 林業技能研修	(公財) 育成基金〔補助〕
	(3) くまもと林業担い手の元気づくり大会	くまもと林業担い手の元気づくり大会実行委員会（仮称）〔負担金〕
4 就労環境改善推進事業		林業経営体及び関係団体 〔補助〕
5 林業新規就業者定着推進事業		県（林業振興課） 〔委託〕

第3 事業の目的及び内容

1 林業労働力確保支援センター事業

(1) 目的

(公財) 育成基金は、林業従事者の育成・確保のため、若者やU I ターン者等に対し林業への就業を促進するとともに、優秀な人材の育成、担い手の受け皿となる林業経営体を育成することを目的とする。

(2) 内容

① 広報活動

(公財) 育成基金は、新規参入促進のための広報・就業促進活動を実施する。

② 改善計画作成指導

(公財) 育成基金は、林業労働力確保の促進に関する法律（以下「労確法」とい

う。)に基づく改善計画について、林業経営体に対し制度の普及啓発を行うとともに、作成の指導・相談や認定事業体の計画達成に向けたフォローアップ等を実施する。

③新規就業者支援

(公財)育成基金は、林業経営体の新規就業者の定着化を促進するため、巡回指導・相談、作業手順や安全知識等の研修、意見交換会等を実施する。

2 林業労働力確保支援センター活動支援事業

(1)目的

県は、(公財)育成基金が労確法に基づき担っている「林業労働力確保支援センター」業務について、円滑に実施できるようにすることを目的とする。

(2)内容

県は、(公財)育成基金に対し必要な管理経費等を支援する。

3 林業担い手研鑽事業

(1)目的

林業従事者の技能向上等を図るとともに、林業現場の第一線で働く林業担い手の存在を広く社会に知らしめることを目的とする。

(2)内容

①林業技能競技会

(公財)育成基金は、林業従事者の技能向上等を目的とした林業技能競技会を実施する。

②林業技能研修

林業技能競技大会における優勝者の自己研鑽の機会として、JLC(日本伐木チャンピオンシップ)への参加やJLCに向けてのブロック大会等の参加を支援する。

③くまもと林業担い手の元気づくり大会

県や(公財)育成基金等から構成される「くまもと林業担い手の元気づくり大会実行委員会」は、林業担い手の存在を広く社会に知らしめることを目的に、元気づくり大会を実施する。

4 就労環境改善推進事業

(1)目的

女性担い手及び若年者等の林業への就業促進により、林業従事者の確保を図ることを目的とする。

(2)内容

県は、女性担い手及び若年者等の林業就業を前提とした、認定事業体における就労環境改善の取組を支援する。

5 林業新規就業者定着推進事業

(1)目的

林業新規就業者同士が連帯感を高め、就業意欲をもって定着することを目的とする。

(2)内容

県は、新規就業者の就業意欲を喚起するためのセミナーや意見交換会を開催し情報交換ネットワークの推進を図るとともに、新規就業者の活動を掲載した情報紙を作成し発信する。

(附則)

この要領は、平成20年(2008年)4月4日から施行し、平成20年(2008年)4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成27年(2015年)7月3日から施行する。

(附則)

この要領は、平成29年(2017年)4月3日から施行し、平成29年(2017年)4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、令和元年(2019年)6月14日から施行する。